

平成26年6月定例会 総務委員会（事前）

平成26年6月19日（木）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

笠井委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時38分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、長池委員から調査計画書の提出がありました。

内容は、4月23日に東京都庁を訪問し、青少年施策全般等について、また、5月21日から2日間、経済産業省等を訪問し、再生可能エネルギーの現状等について、それぞれ調査するものであり、いずれも内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので、御報告しておきます。

なお、議長及び委員長あて委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第12号 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について
- 報告第2号 平成25年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第9号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】 な し

児嶋警察本部長

私から最近の治安情勢と主要施策の取組状況等について、御報告します。

県内における刑法犯認知件数は10年連続で減少しており、本年も5月末現在で1,796件と、戦後最多であった平成15年の半数以下に減少した昨年同期よりも更に554件、率にして23.6%減少しています。

交通事故につきましては、昨年の死者数は49人に上り、一昨年に比べて大幅に増加したところですが、本年は昨日現在で12人と、昨年同期と比べて11人減少しています。

このように県内における刑法犯認知件数や交通死亡事故の件数は減少傾向にあり、数値上の治安は順調に改善しています。しかしながら、高齢者を中心に特殊詐欺の被害が本年

もなお多発しており、また、子どもや女性に対する声掛け等の不審者情報も寄せられています。したがって、体感治安という面では、いまだ県民が求める水準には達していないものと認識しています。

それでは、主要施策5項目の推進状況について御報告します。

第1は、身近な犯罪の抑止です。

県内における本年5月末現在の自転車盗や車上ねらい等の街頭犯罪の認知件数は590件と、昨年同期と比べて191件、24.5%減少しており、空き巣や忍び込み等の侵入窃盗の認知件数は174件で、昨年同期と比べて2件減少しています。

県警察では、犯罪の発生状況や不審者情報をきめ細かく分析し、重点的なパトロール活動や安心メール、SNS等を利用した被害防止のための情報発信を強化するとともに、地域住民等の自主防犯活動を支援するなど、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進しています。

また、本年4月、生活安全部内に人身安全対策室を設置し、DV及びストーカー事案に対する体制の強化を図ったところです。この種事案は、事態が急展開し、生命に関わる重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、相談を受理したときは初期の段階から生活安全部門と刑事部門が連携し、相談者等の安全を確保した上で警告や逮捕に向けた措置を講じています。

特殊詐欺については、本年4月に施行された、いわゆる詐欺でないで条例を受け、県や事業所等との連携をこれまで以上に密にし、高齢者等の心に届く効果的な情報発信を行うとともに、金融機関や宅配業者等と連携した水際対策を積極的に推進しています。

また、認知症に係る行方不明者の問題が注目されています。平成25年中に全国警察が受理した届出数は1万人を超え、行方不明者が犯罪や事故に遭われたり、身元判明まで長期間を要した事例もあります。県警察では、この問題についても関係機関・団体と連携し、的確に対処してまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙です。

本年5月末現在の重要犯罪の認知件数は19件、検挙人員11人、検挙率84.2%であり、徳島市西須賀町のコンビニにおける持凶器強盗事件、徳島市一宮町及び川内町における殺人未遂事件などを検挙したほか、6月には阿波市阿波町における強盗致傷事件、鳴門市撫養町におけるタクシー強盗事件を検挙したところです。

このような殺人や強盗等の重要犯罪については、その解決が長引けば県民の体感治安を著しく低下させることから、県警察では、迅速・的確な初動捜査を徹底し、早期検挙に努めています。

構造的不正に対する取組では、本年5月に美馬市議会議員選挙における公職選挙法違反事件を検挙したところであり、引き続き情報収集活動を強化するとともに、刑罰法令を多角的に適用し、徹底的な摘発に努めてまいります。

暴力団対策につきましては、本年5月末、県内に本拠を置く6代目山口組2代目心腹会の会長が引退し、同会理事長が3代目を継承したことを確認しています。県警察では、同

会を早期に壊滅すべく、引き続き実態解明を進めています。

暴力団は、企業活動を偽装した資金獲得活動を活発化させる傾向にあることから、県警察では、暴力団対策法をはじめ、各種法令を駆使した取締りを強化するとともに、徳島県暴力団排除条例を効果的に運用し、総合的な暴力団対策を推進してまいります。

第3は、交通死亡事故の抑止です。

交通死亡事故の発生件数は昨年比べて大幅に減少していますが、その特徴を見ると、高齢者の死者が半数を占めているほか、シートベルト非着用に因るものや飲酒運転に因る事故がいまだに発生しています。

県警察では、交通死亡事故の抑止を最重要課題ととらえ、平成27年を最終年とする第9次徳島県交通安全計画に示された「死者数を30人台後半。可能な限りゼロに近づける」という目標を達成すべく、各種対策を推進しています。

具体的には、関係機関・団体等との連携を一層強化し、高齢者の心に届く情報発信や交通安全教育、交通安全施設の整備、効果的な運転者講習等を実施しています。また、横断歩行者妨害や飲酒運転等重大事故に直結する悪質かつ危険性の高い違反に重点を置いた指導取締りを強化しています。

第4は、災害、テロ等緊急事態への対処の強化です。

発生が危惧されている南海トラフ地震に対しては、迅速かつ的確な初動対応がとれるよう、災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築を進めるとともに、計画的な活動拠点の整備を推進してまいります。また、最新の被害想定を勘案し、初動対応や装備資機材の習熟訓練、自治体や関係機関と連携した避難誘導訓練等を反復実施してまいります。

さらに、自然災害だけでなく、テロ等の事態をも想定した訓練を重ねるとともに、消防、自衛隊、海上保安庁等の関係機関との連携を密にし、緊急事態への対処能力の向上に努めてまいります。

東日本大震災の発生から3年が経過しました。被災地における治安の確保は、復旧、復興の礎であることから、警察官の特別派遣等については、今後とも被災地からの要請に基づき、最大限協力してまいります。

第25回全国みどりの愛護のつどいへの御臨席及び地方事情御視察のため来県された皇太子殿下の行啓に伴う警衛警備につきましては、県知事部局をはじめとする関係機関・団体、関係各位の御理解、御協力により無事終了することができましたことをここに御報告します。

第5は、事態対処能力と警察組織基盤の強化です。

県警察では、第一線で勤務する職員が、それぞれの任務に邁進することができるよう、業務の合理化・効率化を更に徹底するとともに、若手警察官の早期戦力化、女性の視点を一層反映した運営など、警察機能の最大限の発揮に向けた取組を推進しています。

また、本年4月、現下の治安情勢に的確に対応するため、警察本部内に情報発信課と拠点整備課の2課を新設するとともに、県西部4警察署を統合し、13警察署体制とするなど、組織体制を改編しました。

特に、警察署の統合につきましては、阿波吉野川署では、6月に強盗致傷事件を発生2日後に検挙したほか、県職員による侵入窃盗事件を検挙する等、初動段階での警察官の集中的投入の効果が明らかに表れています。

一方、美馬署では、4月及び5月の刑法犯認知件数が去年同期と比べて40%も減少しており、街頭活動強化の効果が鮮明に表れています。

引き続き、両署とも統合の効果を最大限発揮し、管内治安の維持向上に全力を尽くしてまいります。

以上、現下の治安情勢と主要施策の取組状況等について御報告しました。

県警察としましては、引き続き組織の総力を挙げ、県警察の運営指針である安全安心を誇れる徳島県の実現を目指し、邁進する所存です。

委員の皆様方から更なる御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

久次米警務部理事官

私からは、平成25年度繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

お手元の総務委員会説明資料の2ページを御覧ください。

平成26年度への繰越事業は、交番・駐在所等整備事業費の1,911万7,000円でございます。

これは、徳島北警察署吉成駐在所建築に要する経費を繰越したものであります。

以上、平成25年度繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

薄墨首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、報告させていただきます。

交通事故が2件でございます。

お手元の説明資料3ページを御覧下さい。

1件目は、平成25年12月8日、刑事部捜査第一課機動捜査隊員が運転する捜査用車両が路外から交差点に進入した際、同交差点を直進中の車両と接触した物損事故でございまして、県の賠償金額28万3,000円と決定し、和解いたしました。

2件目は、平成26年1月31日、徳島東警察署生活安全課員が運転する捜査用車両が捜査現場から次の現場へ転進すべく転回のため後退した際、駐車車両に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額7万9,000円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は以上でございます。

笠井委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連す

る質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員一人当たり、一日につき答弁を含め概ね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合、または重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申し合わせがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

藤田元治委員

さきほど、公安委員会の県警本部長から現下の治安情勢に関する報告がありました。犯罪件数も交通死亡事故等とも非常に減少傾向にあるということ、非常に喜ばしいことでもあります。しかし、高齢者に対する詐欺などは増えているというか、混在しているということでもあります。最近、認知症に係る高齢者の方の行方不明に関する特番等がテレビで放送され、また、現在、年間約1万人の方が認知症が原因で行方不明になっていると、さきの新聞報道でもありました。県内でも認知症に因る行方不明者は平成24年が76人、昨年度は91人と増加傾向にあり、これからの人口構成を見ても増加すると予測され、非常にゆゆしき事態と認識しております。県をはじめ、各自治体とも連携していることを伺っておりますが、この件について数点お伺いしたいと思っております。

まず、認知症に係る行方不明者の現状ということで、他県の話ではありますが、警察に保護されて、それから身元不明のまま何年も入院していた方が数年振りに家族の元に帰られたといった報道がありました。昨年度、認知症に因る行方不明者として91名の方の届出があり、残念ながら8名の方がお亡くなりになられたということではありますが、今現在、見つからない方はいるのでしょうか。

小倉生活安全部長

認知症に起因します行方不明者の現状等についての御質問でございますが、本県におきます認知症に起因する行方不明者の届出総数は、ただいま委員から御指摘がございました91人でございます。このうち、未発見の方はございません。

この内訳といたしましては、47人が警察活動により発見いたしました。36人が自ら帰宅、又は家族等が発見いたしております。残りの8人の方につきましては、委員から御指摘があったとおり、残念ながら死亡発見という状況でございます。

藤田元治委員

すべての方が発見され、そのうち47名の方が警察の捜索により発見されたということで、警察の重要性が非常にわかりました。認知症の方の中には、自分の名前も言えない人もいれば、非常に元気で車の運転もされている方もいらっしゃるように思います。

当然、警察も闇雲に捜しているとは思いませんが、こういった特性を踏まえ、どのよう

に認知症の方を捜索されているのか、お伺いいたします。

小倉生活安全部長

認知症の方の行方不明者の捜索方法等についての御質問でございます。

県警察におきましては、生命等に危険が及んでいる特異行方不明者に係る届出を受理いたしました場合、行方不明者の生命及び身体の安全を最優先に考えまして、詳細な身体特徴、服装、使用車両などを迅速に手配するとともに、行方不明時の状況に応じまして、捜索態勢を構築した上で車両又は船舶、警察ヘリコプター、また、警察犬などによる捜索活動をはじめ、家族の同意を得た上で市町村や消防団と連携するなど、早期発見に努めているところでございます。

ただいま、委員から御質問ございました認知症に起因いたします行方不明者に係る届出を受理した場合でございますが、認知症の方は自救能力が低下しているという認知症の特性を踏まえた上で、届出人から立ち回り先や徘徊場所、自称の可否、また、通称名の有無などを聴取いたしまして、より広範囲にわたる発見活動に努めているところでございます。

藤田元治委員

認知症で行方不明になっている方は、平成24年が76人、去年は91人と増加傾向にある。

平成24年度以前の資料についてはないようですが、これからの人口構成から見ても、これは確実に増加することが予想されている現状にかんがみますと、やはり警察職員1,800人の方はもとより、地域の方々、さらには県全体で情報を共有して捜していく必要があると考えられます。もちろん、先ほどもおっしゃったように、行方不明者本人や御家族のプライバシーの問題もあるので、情報の取扱いには非常に気を付けなければならないと思いますが、行方不明になった方々の届出提出窓口は警察だろうと思います。この届出の窓口となります県警が中心となって、地域住民の皆様方や関係機関との間で早期に情報を共有できるようなネットワーク体制を構築するのも一つの手ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

小倉生活安全部長

関係機関等とのネットワークの構築についての御質問でございますが、行方不明者を早期に発見、保護するためには、関係機関等と連携した効果的な発見活動を進めることが極めて重要であると認識いたしております。県警察におきましては、既に各警察署単位で高齢者等SOSネットワークシステムを構築しております。

このシステムは、行方不明者に関する手配事項を市町村、保健所、タクシー事業者、また、ガソリンスタンド、深夜スーパー等にFAX送信する方法で手配いたしまして情報提供を呼び掛けるもので、手配の際には、委員御指摘のとおり、行方不明者のプライバシーにも配慮いたしまして、家族の意向を踏まえた上で実施するなど、早期発見、保護に努めているところでございます。

今後、県警察が構築しております既存のネットワークを更に整備し、その拡充を図っていくとともに、県や市町村が構築しております高齢者等の見守りネットワークとの連携も視野に入れまして、認知症に起因する行方不明者の方の早期発見、保護に努めてまいりたいと考えております。

藤田元治委員

いろいろなネットワークを構築して、さらにそれを充実していくということですが、やはり捜査のノウハウとなりますと県警察に頼るしかないので、その辺はよろしくお願いたしたいと思っております。高齢化が進んでいる現状において認知症対策は必要不可欠であり、各自治体や行政機関が各種対策を推進していることは認識しておりますが、認知症における行方不明者の対策については県全体の社会問題であり、県警はもとより、地域住民や各自治体など、県民総ぐるみで尊い命を守る取組を幅広く進めていただくことをお願い申し上げます。

岸本委員

ただいま高齢者の行方不明者の話がありましたが、先日、私は行政における危機管理の講演会を聞いてまいりました。ちょうど今の話の反対ですが、出生しているはずの子どもが小学校に来ないと。調査してみると、亡くなっていたり、何らかの事件、事故の可能性があるとといった話でした。高齢者の方でしたら捜索願が出ますけれども、子どもの場合は捜索願が出ればいいのですが、小学校にも来ない、どうなっているのかといった話の中で、例えば、神奈川県厚木市のアパートで、当時5歳の男の子が死後7年たった、本来なら12歳になっているはずの子どもが実は亡くなっていたということで、教育委員会や児童相談所の対応が批判されました。

県警察では、こういった所在不明の子どもたちを把握し、保護するという部分で、どのような問題があるのかということについて、教えていただけますか。

小倉生活安全部長

居所不明児童等の把握、保護する上での県警察としての問題点等についての御質問でございますが、居所不明児童の中でも、ただいま委員から御指摘がございました神奈川県厚木市で発生しました事案のように、低年齢の小学校未就学の児童や乳幼児のようなケースにつきましては、保護者の育児放棄等児童虐待の有無を早期に把握することが県警察として困難な場合があります。把握、保護する上での問題点の一つであると考えております。

このような事案につきましては、家庭内で起こる事案であること、また、目撃者等が確保しにくいこと、被害児童が十分に説明できないことなどから、事案の把握はもとより、児童の発見、保護が困難となっているものでございますが、県警察といたしましては、児童相談所等関係機関とも十分に連携を図りながら、児童の早期発見と保護に努めてまいりたいと考えております。

岸本委員

文部科学省の調査では、昨年、全国で705人の生徒児童の所在が確認できていないということです。残念ながら、徳島県でも1人が不明ということでございます。今、その1名の捜索というか、対応状況はどのようになっているのか、また、事件、事故の可能性はありませんか。

小倉生活安全部長

県内の居所不明児童の捜索状況等についての御質問でございます。

この事案につきましては、小学校未就学でありました児童とその母親が所在不明となっている事案でありまして、母親の親族から行方不明者の届出があったものでございます。

届出受理後の発見活動につきましては、県警察から警察庁の行方不明者の登録、照会システムに必要な事項を登録いたしまして、全国の都道府県警察に手配を実施するとともに、児童相談所、市町村等の関係機関と必要な情報交換を行うなど、連携して児童の発見と保護に努めているところでございます。

次に、この児童が事件、事故の被害に遭っているのかどうかの可能性についての御質問でございますが、現時点におきまして、この事案では母親が児童を連れて家を出ておりまして、母親が家を出る前の生活実態や経緯等から総合的に判断いたしまして、事件、事故の被害に遭っている可能性は低いものと見ております。

岸本委員

教育委員会や児童相談所などの関係機関と連携しているという話でしたが、今の行方不明になっている方については、親戚の方から届出があったということで警察も動くことができたと思いますが、届出がない場合、最終的に事件、事故につながるケースがあると思います。教育委員会と警察との連携を深めてとおっしゃっていましたが、どのように連携するのですか。

例えば、児童相談所の方が家に行き、寝ているからと両親が拒否した場合でも警察と同行して子どもの顔を見るというまで強制的にできるというお話もありますけれども、今までにこういった連携をしたことがあるのか、また、どのような連携をしているのか、御説明いただけますか。

小倉生活安全部長

教育委員会、児童相談所など、関係機関との連携についての御質問でございますが、県警察では、居所不明児童を届出等により認知いたしました場合において、保護者の育児放棄等児童虐待が居所不明となっている要因であると認められる場合、児童相談所へ通告するほか、児童虐待として事件化に向けた必要な捜査を行うとともに、対象児童に応じて教育委員会、自治体等関係機関とも連携しながら、児童の早期発見、保護に努めているとこ

ろでございます。

県警察が児童相談所の安否確認に同行するなど、関係機関と連携した実績についての御質問でございますが、昨年の平成25年中は児童相談所から警察への援助要請はありませんでしたが、本年は5月末までに2件の援助要請がありまして、児童の安否確認に警察官が同行して連携を図っているところでございます。なお、援助要請に迅速、的確に対応できますよう、本年6月2日には児童相談所との合同でロールプレイングによる実践的訓練を実施したところでございます。

岸本委員

今の御説明の中で、やはり届出があった場合という話でしたが、届出がなくても児童相談所の方から今年度は2件出てきたということでもございました。徳島県でも子どもが首輪でつながれたといった事件がありましたが、行方不明の方、それから児童相談所の方から警察へ要請された子どもについては、決して恵まれた状況にないと思われまふ。ですから、そういった子どもを最終的に悲惨な目に遭わさないということで、更に強化していく必要があると思うのですけれども、今後、警察としてどのように活動を行っていくのか、その辺の説明を頂けますか。

小倉生活安全部長

居所不明児童の把握、保護に向けました警察の役割等についての御質問でございます。

県警察の役割といたしましては、児童の生命、身体的安全確保とその保護を図ることでございまして、これは警察の責務でもありまして、重要な役割を担っていると認識いたしております。このようなことから、県警察といたしましては、居所不明児童の要因となっております保護者の育児放棄等児童虐待事案が認められる場合、児童相談所、教育委員会、自治体等関係機関と連携しまして、児童の生命、身体的安全確保とその保護に努めてまいります。さらに、事件性や危険性が高いと認められる場合、積極的に事件化を図ってまいりたいと考えております。

岸本委員

よろしく申し上げます。

あと1点だけ、東警察署のことについてお伺いします。

東警察署について、職員のアンケートであったり、有識者の方の御意見を聞くということで昨年から進んでおりますけれども、1年過ぎてアンケートであったり提言はどのようなものですか。御説明を頂けますか。

石川会計課長

徳島東警察署の整備に向けた有識者の提言やアンケートでございましてけれども、御指摘のように、これまで若手職員を中心に東警察署のあり方でありましてとか、アンケートなど

を実施したほか、一昨年7月には警察本部長の私的懇話会といたしまして、御質問にありました有識者会議を設定して、昨年6月に御提言を頂いたところでございます。その御提言の内容につきましては、立地条件それから構造設備、その他ということで頂いております。

まず、立地条件につきましては、事件、事故あるいは災害発生時に迅速、的確に対応できる場所に整備するべきであるということ。それから、整備構造などにつきましては、津波等の災害に備えた構造の庁舎にすることや来庁者の利便性を考慮したバリアフリー化などの施設整備に配慮すべきであるということ、その他といたしまして、民間の資金を活用した建築手法につきましても検討するべきであるということをご頂いております。

また、総括といたしまして、提言を踏まえて早急に整備すべきだという御提言も頂いたところでございます。

岸本委員

早急に整備せよという提言の中で、今後のスケジュールと申しますか、今現在、進捗はどのようになっていますか。もし、今現在の見通しが出ているのであれば、お願いします。

石川会計課長

徳島東署整備に向けた進捗状況でございますが、同署の庁舎整備につきましては多額の経費を要することから、中・長期的な治安、あるいは防災対策、または地域住民に対する行政サービスの向上など、多角的な視点から慎重に進めるべきと認識しております。そこで、これまでに先ほど御説明申し上げました部内アンケートでありますとか、有識者会からの御提言に加えまして、昨年度は当議会の御理解を頂き、調査事業に要する予算を措置して、近年、他県警察において整備されました庁舎の視察を行い、治安や防災対策に係る機能や住民の利便性、民間資金を活用した、いわゆるPFI方式による整備手法など、様々な角度から調査、研究を実施したところでございます。今年度におきましては、これまで実施した調査、研究等の結果を踏まえまして、庁舎の機能や規模、設備の内容、事業費やその財源などの課題と方向性をまとめる基本構想の策定に向けた作業を現在進めているところでございます。

岸本委員

財源が一番ですし、知事部局の方とも連携しないといけないと思います。少し記憶が定かではありませんが、「いけるよ！徳島・行動計画」では、確か平成26年度までに公共施設の耐震化を100%にするような目標だったと思います。東警察署は本当に災害時や事件、事故が起こった際の拠点になりますし、耐震化と申しますか、老朽化が指摘されているので、何とぞ早くしていただきたいと要望します。

最後になりますけれども、確か今年度当初予算に300万円の予算が付いていますが、この予算の使い方について教えてください。

杉本拠点整備課長

御質問の基本構想につきましては、警察署庁舎独自の留置施設や取調室のほか、委員御指摘の南海トラフ巨大地震に的確に対応するための防災機能など、新庁舎に求められる機能や規模、事業費、法令上の規制など、様々な角度から分析を加え、設計に向けた方針を取りまとめるものでございます。これについては、今後の事業の礎となる非常に重要な作業であると認識しております。

基本構想の策定につきましては県警察が行いますが、専門的な事項についての支援を得るためにコンサルタント会社へ委託することとしておりまして、現在、公募を行っているところでございます。審査の上、来月初旬には支援事業者を決定する予定でございます。

岸本委員

東警察署については、本当に早くしていただきたいと思います。PFI手法の話がありましたけれども、これについてのメリット、デメリットも十分調査していただいて、取り組んでいただきたいと思います。

中山委員

何点か質問させていただきたいと思います。

木南委員ほどではありませんが、私も音楽をしております、一昨年だったか少し忘れましたが、アスティとくしまで警察音楽隊による素晴らしい演奏を見させていただきました。業務に支障を来したら本末転倒になると思うのですが、事件、事故、犯罪等が多発してる中で、あれだけのレベルの高い演奏を維持できる練習時間の取り方、バックアップ体制はどのようになっているのでしょうか。

久次米警務部理事官

音楽隊員の練習等についての御質問でございますが、今現在、音楽隊員は楽長以下27名体制で活動しております。内訳ですが、警察職員が12名、それから非常勤嘱託員が15名となっております、警察職員の隊員につきまして、演奏の練習あるいは出動に当たりましては、配置先の各所属から派遣されているところでございます。

委員の御指摘にありましたように、隊員が所属に気兼ねすることなく練習や出動に積極的に参加できる環境作りは非常に重要でありますし、また、隊員の士気高揚を図ることも重要と認識しているところでございます。このため、県警察におきまして、そういった隊員につきましては、警察本部あるいは徳島市内やその周辺の警察署に配置いたしまして、また、課や係につきましても、勤務形態や業務量を考慮した人事配置をすること、それから隊員が不在になった時の他の職員への負担軽減を図っているところでございます。

中山委員

先ほども申しましたように、非常に激務だと認識しております。まずは本末転倒にならないように、是非とも業務に支障にならない範囲でレベルアップに努めていただきたいと思います。来月21日には小松島市で港まつりのイベントがあります。小松島署の皆さんにも警備の方の協力をしていただくのですが、その時に警察音楽隊の出演も依頼しております。快くお引受けしていただいたと聞いております。当日は、ちょうど海の日の祭日になります。当然、警察音楽隊の方も趣味で来るわけではなく、徳島県警察という看板を背負って出演し、その時に広報活動もしていただけたらと思っておりますが、休日の出勤手当等はどうかしているのですか。

久次米警務部理事官

音楽隊員の休日等の出動についての手当でございますが、休日あるいは祝日、祝祭日に出勤した職員につきましては、超過勤務手当や休日給が支給されているところでございます。音楽隊員の士気高揚のため、これらの手当につきましては、今後とも適正に支給してまいりたいと考えております。

中山委員

20年前や30年前と比べ、犯罪等が非常に多様化、多発しています。考えられないような犯罪が起こっている状況の中で、やはり精神的な不安定や心の荒廃が原因になっているのではないかと思います。音楽というのは心を豊かにしてくれるとともに、精神の安定など、広い意味で治安の維持にもつながるのではないかと思いますので、どうか警察音楽隊のバックアップ体制を強めていただきたいと思います。

もう一点、ちょうど日曜日に小松島市節湊地区の敬老会に参加しました。その時に振り込め詐欺防止や交通安全の広報活動のために小松島署の署員の方も来ていたのですが、小松島署の職員がぽんぽこ隊という名前で漫才をしました。これについては、どのようなねらいがあるのでしょうか。

久次米警務部理事官

漫才を取り入れた講習等についてでございますが、県警察におきましては、これまでも交通事故防止でありますとか、あるいは振り込め詐欺の被害防止等を強く啓発するという目的で従前から腹話術でありますとか、あるいは寸劇などのいろいろな方法で情報発信活動を展開しているところですが、今、委員からお話がありましたように、受け手の心に届く効果的な情報発信をするためには、やはり警察からのメッセージの内容を十分理解していただいて、また、長く記憶にとどめていただくことが重要であると考えておりますので、当然、漫才といいますのはユーモアに溢れてますし、内容がわかりやすく、非常にインパクトがあることから、効果的な手法の一つと考えております。

平成23年からですが、県警察では、交通安全教育に漫才を取り入れることといたしまして、部内のコンクールを開催するなど、いわゆる講習能力の向上等を図りながら、交通安

全教室等に漫才を活用しているところでございます。今後とも受け手の心に届く工夫を凝らした効果的な情報発信に努めていく所存でございます。

中山委員

漫才の前に生活安全課の課長がペーパーで振り込め詐欺の現状等を説明していたのですが、高齢者の方も余り興味なさそうに聞いていました。しかし、漫才なら斜め横断や飛び出し防止、また、反射板や反射たすき等の取付けなどの説明も非常にわかりやすく、高齢者の方も非常に興味を持たれたと思います。

私はフェイスブックをしているのですが、いろいろな警察署の活動をフェイスブックで発信されているのをよく目にします。振り込め詐欺防止の寸劇などのいろいろな広報活動をSNSによって発信されているのは本当に良いことだと思います。今の社会の変化に応じたことだと思いますので、これからも創意工夫をして、是非とも徳島県下の治安維持に努めていただくようお願いを申し上げて、終わります。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時30分）